

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告	企業集団の現況に関する事項 会社の株式に関する事項 会社の新株予約権等に関する事項 会社役員に関する事項 会計監査人の状況 業務の適正を確保するための体制及び運用状況 株式会社の支配に関する基本方針 剰余金の配当等の決定に関する方針
連結計算書類	連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表
計算書類	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表
監査報告書	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 会計監査人の監査報告書 謄本 監査役会の監査報告書 謄本

**メドピア株式会社
代表取締役社長 石見 陽**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第17期 2021年9月期	第18期 2022年9月期	第19期 2023年9月期	第20期 2024年9月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)		7,435,418	8,452,113	14,540,835	14,948,380
経 常 利 益 (千円)		1,812,008	1,113,716	1,164,252	1,264,298
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)		1,293,475	812,388	617,678	1,481,764
1株当たり当期純利益 (円)		60.07	37.62	28.33	68.26
総 資 産 (千円)		8,538,329	9,351,008	15,162,163	15,554,738
純 資 産 (千円)		6,980,777	7,863,203	8,587,296	9,451,350
1株当たり純資産額 (円)		310.47	350.71	382.10	434.74

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 主要な事業内容

事業	事業内容
集合知プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製薬企業・医療機器メーカー向け マーケティング・営業支援サービス ・コンテンツ制作等各種サービス
医療機関支援プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局、クリニック等の医療機関に対する経営支援、業務効率化支援サービス
予防医療プラットフォーム事業（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進・予防等のヘルスケア支援サービス

(注) 予防医療プラットフォーム事業につきましては、2024年9月30日に事業の撤退をしております。

(3) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区築地一丁目13番1号

② 子会社等

名称	所在地
株式会社 Medi plat	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社 フィットプラス	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社 コルボ	東京都中央区築地一丁目13番1号
MIフォース株式会社	東京都中央区築地一丁目13番1号

(注) 株式会社Medi plat及び株式会社フィットプラスについては、2024年9月30日付で吸収分割により全事業を譲渡しており、清算手続き中であります。

(4) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
集合知プラットフォーム事業	391名	23名減
医療機関支援プラットフォーム事業	36名	21名減
予防医療プラットフォーム事業	一名	80名減
全社（共通）	62名	2名増
合計	489名	122名減

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門の人員になります。
3. 医療機関支援プラットフォーム事業の従業員数が前期末と比べ21名減少しておりますが、2024年7月1日付で株式会社クラウドクリニックの全株式を譲渡したためあります。
4. 予防医療プラットフォーム事業は、2024年9月30日に事業譲渡を行い、同事業からは撤退しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
195名	15名減

- (注) 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(5) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	900百万円
株式会社三井住友銀行	750百万円
株式会社三菱UFJ銀行	750百万円
株式会社りそな銀行	750百万円
日本生命保険相互会社	10百万円

2. 会社の株式に関する事項（2024年9月30日現在）

(1) 発行済株式の総数 21,986,410株

(注) 2024年2月1日及び2024年2月15日を払込期日とする譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は32,820株増加しております。

(2) 株主数 13,333名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
石見 陽	5,315,490株	24.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,652,000	7.6
BOZO株式会社	1,250,000	5.8
堺 昌彦	900,000	4.1
スギホールディングス株式会社	551,200	2.5
山中 篤史	524,000	2.4
野村證券株式会社	318,196	1.5
築出 一馬	271,000	1.2
矢澤 徳仁	220,000	1.0
S M B C 日興証券株式会社	207,703	1.0

(注) 1. 当社は、自己株式を266,383株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	第9回 (909円)	2016年1月1日～ 2024年11月26日	1,010個	普通株式 202,000株	1名
	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	20個	普通株式 4,000株	2名
	第16回 (1,100円)	2019年3月11日～ 2029年3月8日	6,354個	普通株式1,270,800株	1名
監査役	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	10個	普通株式 2,000株	1名

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

i. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 川名正敏	24回中24回	100%	—	—
取締役 志村正之	24回中24回	100%	—	—
取締役 濑戸まゆ子	24回中24回	100%	—	—
監査役 末吉俊一	24回中24回	100%	20回中20回	100%
監査役 葉山孝	24回中24回	100%	20回中20回	100%
監査役 佐藤弘康	24回中24回	100%	20回中20回	100%

ii. 取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する 行った職務の概要

区分	氏名	取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	川名正敏	医療業界に対する豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に病院経営の経験者としての専門的な立場からの発言を適宜行うなど、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	志村正之	大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行うなど、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	瀬戸まゆ子	大手企業の執行役員経験者として、企業の組織開発、人材育成に対する豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に組織開発、人材育成並びに産業保健事業に関して適宜発言を行うなど、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	末吉俊一	企業の内部監査経験者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、独立的な立場で取締役会での議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	葉山孝	公認会計士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐藤弘康	弁護士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 重要な兼職先と当社との関係

各取締役及び各監査役の重要な兼職先は「事業報告、2会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川名正敏氏、志村正之氏及び瀬戸まゆ子氏、社外監査役末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	56,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「Mission」「Vision」及び各種規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役及び全従業員を対象に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。
- ② 取締役会は、コンプライアンスに関する各種規程を制定するとともに、取締役及び使用人がコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスク・マネジメント委員会（委員長：代表取締役社長）を設置してリスク管理体制の整備に努めてまいります。また、四半期に一回、コンプライアンスリスクに関する報告を受け、対処が必要な課題には速やかに対応するよう努めてまいります。
- ③ 取締役会は、コーポレート本部管掌取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルpline規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
- ④ 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
- ⑤ 内部監査担当部署は、原則として全ての部門及び子会社を監査対象として、毎年、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、各部署における内部統制の有効性や腐敗防止を含む各種コンプライアンスの遵守状況などを監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
- ⑥ 腐敗防止の取り組みとして法令及び企業倫理の遵守を徹底しています。また、その実効性を高めるために取引先や公務員等との接待・贈答が発生する場合の手続きについては、コンプライアンス規定を制定し厳格な運営を行っています。
- ⑦ コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス実践に必要な知識の習得を図るため、新たに当社で勤務を開始する従業員向けの研修や、全従業員（派遣社員を含みます。）を対象としたコンプライアンス教育・研修を年に1回以上実施しています。
- ⑧ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる

場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理については、リスクの種類毎に担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスク・マネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行うものといたします。

② 「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱規程」に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものといたします。

③ 万一不測の事態が発生した場合には、リスク・マネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。

② 取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものといたします。

③ 取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものといたします。

(5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場

合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することいたします。

- ② 前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものといたします。
- ③ 上記①に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

- i . 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて隨時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
- ii . 取締役、執行役員又は使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
- iii . 取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

②子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、「ヘルpline規程」を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口はコーポレート本部長、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。
- ② 当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

(9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることといたします。
- ② 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、又は稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することといたします。

内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

当社は上記内部統制システムの構築を行っており、かつ、取締役会及びリスク・マネジメント委員会において、継続的に経営上のリスクを抽出したうえで対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務又は社内規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

また、内部監査担当部署は監査役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、社内ビジネスプロセス・経理財務・情報システム・人事労務の各視点から内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款、社内規程等に整合していることを検証しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、引き続き成長投資を行うことを優先しつつ、各期の経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら株主還元の充実を目指していく方針であります。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、配当の決定機関を取締役会としております。毎事業年度における配当の回数は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、必要に応じた配当回数増加にも柔軟に対応できるよう、期末配当の他にも基準日を定めて配当を実施することができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部                      |            |
|-----------------|------------|------------------------------|------------|
| 科 目             | 金 額        | 科 目                          | 金 額        |
| 流 動 資 産         | 10,358,728 | 流 動 負 債                      | 2,563,680  |
| 現 金 及 び 預 金     | 7,280,009  | 買 掛 金                        | 75,301     |
| 売 掛 金           | 2,597,351  | 未 払 金                        | 340,374    |
| 契 約 資 産         | 50,704     | 短 期 借 入 金                    | 10,000     |
| 仕 掛 品           | 19,751     | 1 年 内 返 済 予 定 の<br>長 期 借 入 金 | 524,976    |
| そ の 他           | 417,640    | 未 払 消 費 税 等                  | 205,497    |
| 貸 倒 引 当 金       | △6,729     | 未 払 法 人 税 等                  | 756,318    |
| 固 定 資 産         | 5,196,010  | 賞 与 引 当 金                    | 171,042    |
| 有 形 固 定 資 産     | 382,843    | 役 員 賞 与 引 当 金                | 4,762      |
| 建 物             | 290,123    | ポ イ ン ト 引 当 金                | 147,888    |
| 工具、器具及び備品       | 91,554     | 契 約 負 債                      | 42,621     |
| そ の 他           | 1,165      | そ の 他                        | 284,895    |
| 無 形 固 定 資 産     | 3,948,266  | 固 定 負 債                      | 3,539,708  |
| の れ ん           | 1,830,126  | 長 期 借 入 金                    | 2,625,072  |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 104,217    | 資 産 除 去 債 務                  | 122,730    |
| 顧 客 関 連 資 産     | 2,013,922  | 繰 延 税 金 負 債                  | 727,374    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 864,900    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 64,531     |
| 関 係 会 社 株 式     | 244,687    | 負 債 合 計                      | 6,103,388  |
| 投 資 有 價 証 券     | 128,122    | 純 資 産 の 部                    |            |
| 敷 金             | 241,834    | 株 主 資 本                      | 9,450,400  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 230,615    | 資 本 本 金                      | 2,256,559  |
| そ の 他           | 19,640     | 資 本 剰 余 金                    | 2,255,805  |
| 資 产 合 計         | 15,554,738 | 利 益 剰 余 金                    | 5,238,820  |
|                 |            | 自 己 株 式                      | △300,783   |
|                 |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額        | △7,828     |
|                 |            | そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金      | △10,951    |
|                 |            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 3,122      |
|                 |            | 新 株 予 約 権                    | 8,778      |
|                 |            | 純 資 产 合 計                    | 9,451,350  |
|                 |            | 負 債 ・ 純 資 产 合 計              | 15,554,738 |

## 連 結 損 益 計 算 書

(2023年10月1日から)  
(2024年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                           | 金 額        |
|-------------------------------|------------|
| 売 上 高                         | 14,948,380 |
| 売 上 原 価                       | 8,076,634  |
| 売 上 総 利 益                     | 6,871,746  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 5,580,286  |
| 營 業 利 益                       | 1,291,459  |
| 營 業 外 収 益                     |            |
| 受 取 利 息                       | 569        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 55,163     |
| そ の 他                         | 9,648      |
|                               | 65,381     |
| 營 業 外 費 用                     |            |
| 支 払 利 息                       | 14,395     |
| 支 払 補 償 費                     | 21,384     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 11,056     |
| 構 造 改 革 費 用                   | 35,027     |
| そ の 他                         | 10,679     |
|                               | 92,542     |
| 經 常 利 益                       | 1,264,298  |
| 特 別 利 益                       |            |
| 事 業 譲 渡 益                     | 1,342,978  |
| そ の 他                         | 45,745     |
|                               | 1,388,723  |
| 特 別 損 失                       |            |
| 減 損 損 失                       | 281,519    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 2,371,502  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 915,112    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △43,196    |
| 当 期 純 利 益                     | 1,499,586  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 17,821     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 1,481,764  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から)  
(2024年9月30日まで)

(単位:千円)

|                      | 株主資本      |           |           |          |           |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                      | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当期首残高                | 2,244,624 | 2,500,036 | 3,854,651 | △300,745 | 8,298,567 |
| 当期変動額                |           |           |           |          |           |
| 新株の発行                | 11,934    | 11,934    |           |          | 23,869    |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |           | △256,166  |           |          | △256,166  |
| 剰余金の配当               |           |           | △97,596   |          | △97,596   |
| 自己株式の取得              |           |           |           | △38      | △38       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |           |           | 1,481,764 |          | 1,481,764 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  |           |           |           |          |           |
| 当期変動額合計              | 11,934    | △244,231  | 1,384,168 | △38      | 1,151,833 |
| 当期末残高                | 2,256,559 | 2,255,805 | 5,238,820 | △300,783 | 9,450,400 |

|                      | その他の包括利益累計額  |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分  | 純資産合計     |
|----------------------|--------------|--------------|---------------|-------|----------|-----------|
|                      | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |          |           |
| 当期首残高                | △12,736      | 1,136        | △11,599       | 8,778 | 291,549  | 8,587,296 |
| 当期変動額                |              |              |               |       |          |           |
| 新株の発行                |              |              |               |       |          | 23,869    |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |              |              |               |       |          | △256,166  |
| 剰余金の配当               |              |              |               |       |          | △97,596   |
| 自己株式の取得              |              |              |               |       |          | △38       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |              |              |               |       |          | 1,481,764 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | 1,785        | 1,985        | 3,770         | –     | △291,549 | △287,779  |
| 当期変動額合計              | 1,785        | 1,985        | 3,770         | –     | △291,549 | 864,053   |
| 当期末残高                | △10,951      | 3,122        | △7,828        | 8,778 | –        | 9,451,350 |

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 4社

株式会社Mediplat

株式会社フィットプラス

株式会社コルボ

MIフォース株式会社

##### (2) 連結の範囲の変更

メドピアキャリアエージェント株式会社及びメドクロス株式会社は、当連結会計年度において清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

株式会社クラウドクリニックは、当社が保有していた同社の株式を当連結会計年度において全て譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

株式会社やくばとは、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により当連結会計年度において消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社medパス

なお、持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はありません。

##### (2) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日は連結決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

###### ① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### ② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～31年

工具・器具及び備品 3～15年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10～14年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

## ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する業績運動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

## ④ ポイント引当金

ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### ③ 簡便法の採用

連結子会社では、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

### ①広告配信

広告配信では、当社グループが運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益の認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

### ②制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法（原価回収基準）によっております。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

### ③運営サービス

当社グループが運営する医療相談、薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

#### ④コントラクトサービス

当社の連結子会社であるMIフォース株式会社では、主に製薬企業に対してMR（医薬情報担当者）、MSL（メディカル・サイエンス・リエゾン）、ナースなどの医療専門人材を派遣するコントラクトサービスを提供しております。当該サービスについては、人材派遣契約に基づき顧客に対して一定期間、労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されるため、派遣期間における稼働実績に応じて人材派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～10年間の定額法により償却を行っております。

#### (7) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(8) 会計上の見積りに関する注記  
のれん及び顧客関連資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度     |
|--------|-------------|
| のれん    | 1,830,126千円 |
| 顧客関連資産 | 2,013,922千円 |
| 減損損失   | 281,519千円   |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社クラウドクリニックに係るのれんについて、取得時の事業計画からの乖離が生じ、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、当連結会計期間において、同社にかかるのれんの未償却残高全額について減損処理を実施し、減損損失281,519千円を特別損失として計上しております。

上記以外ののれん及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として既存顧客及び新規顧客からのMRの派遣の受注見込み額並びに既存顧客の継続率等の重要な仮定に基づいて策定しており、競合他社や市場環境の変化による影響を受ける可能性があります。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、のれん及び顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 207,528千円

当該累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 21,986,410株

2. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項  
目的となる株式の種類及び数

|            | 第9回<br>新株予約権 | 第12回<br>新株予約権 | 第16回<br>新株予約権 |
|------------|--------------|---------------|---------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式         | 普通株式          | 普通株式          |
| 目的となる株式の数  | 223,200株     | 74,800株       | 1,270,800株    |

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議日                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2023年12月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 97,596         | 4円50銭           | 2023年9月30日 | 2023年12月20日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議日                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|---------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年11月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 97,740         | 4円50銭           | 2024年9月30日 | 2024年12月19日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算後6年であります。いずれも変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、コーポレート本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性があると認められる債権債務はありません。また、保有株式の時価はコーポレート本部にて定期的に把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                            | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額       |
|----------------------------|----------------|-----------|----------|
| (1) 敷金                     | 241,834        | 137,792   | △104,041 |
| (2) 投資有価証券                 | 32,767         | 32,767    | —        |
| 資産計                        | 274,602        | 170,560   | △104,041 |
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定分を含む) | 3,150,048      | 3,150,048 | —        |
| 負債計                        | 3,150,048      | 3,150,048 | —        |

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払消費税等」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 関係会社株式 | 244,687千円  |
| 投資有価証券 | 95,354千円   |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価     |      |      |        |
|---------|--------|------|------|--------|
|         | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券  |        |      |      |        |
| その他有価証券 |        |      |      |        |
| 株式      | 32,767 | —    | —    | 32,767 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                   | 時価   |           |      |           |
|----------------------|------|-----------|------|-----------|
|                      | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 敷金                   | —    | 137,792   | —    | 137,792   |
| 資産計                  | —    | 137,792   | —    | 137,792   |
| 長期借入金（1年内返済予定のものを含む） | —    | 3,150,048 | —    | 3,150,048 |
| 負債計                  | —    | 3,150,048 | —    | 3,150,048 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらの長期借入金の時価は、レベル2の時価に分類しております。

## 有価証券に関する注記

### 1. その他有価証券

(単位：千円)

|                        | 種類 | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額      |
|------------------------|----|------------|--------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 32,767     | 49,510 | △16,742 |
| 合計                     |    | 32,767     | 49,510 | △16,742 |

(注) 非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額95,354千円）については、市場価格がないため記載しておりません。

### 2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

### 3. 減損処理を行ったその他有価証券

該当事項はありません。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                        | 報告セグメント       |                  |                |            | 合計         |
|------------------------|---------------|------------------|----------------|------------|------------|
|                        | 集合知プラットフォーム事業 | 医療機関支援プラットフォーム事業 | 予防医療プラットフォーム事業 | 計          |            |
| 一時点で移転される財またはサービス      | 2,440,113     | 183,403          | 1,019,183      | 3,642,700  | 3,642,700  |
| 一定の期間にわたり移転される財またはサービス | 9,820,777     | 272,346          | 1,212,556      | 11,305,680 | 11,305,680 |
| 顧客との契約から生じる収益          | 12,260,891    | 455,750          | 2,231,739      | 14,948,380 | 14,948,380 |
| その他の収益                 | —             | —                | —              | —          | —          |
| 外部顧客への売上高              | 12,260,891    | 455,750          | 2,231,739      | 14,948,380 | 14,948,380 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

|               | 当連結会計年度     |
|---------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 2,597,351千円 |
| 契約資産          | 50,704      |
| 契約負債          | 42,621      |

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

#### 4. 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 434円74銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 68円26銭  |

## 企業結合に関する注記

### (吸収分割による事業承継)

当社は、2024年8月2日開催の取締役会において、2024年9月30日付で、当社の連結子会社である株式会社Mediplat（以下「Mediplat」という。）の全事業及び株式会社フィットプラス（以下「フィットプラス」という。）の全事業（以下総称して「本事業」という。）を、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント（以下「ARM」という。）が新たに設立した完全子会社2社に対して、それぞれ吸収分割の方法により承継させることを決議し、事業承継を完了しました。

#### 1. 事業分離の概要

##### (1) 分離先企業の名称

①株式会社アドバンテッジメディカル

（2024年8月22日付で株式会社Mediplatに商号変更）

②株式会社アドバンテッジヘルスケア

（2024年8月22日付で株式会社フィットプラスに商号変更）

##### (2) 分離した事業の内容

①Mediplatが営むクラウド型健康管理サービス事業の全部

②フィットプラスが営む特定保健指導事業等の全部

##### (3) 事業分離を行った主な理由

ARMは、メンタリティマネジメント事業等を通じて健康経営に係る強固な顧客基盤を持っており、本事業の領域との親和性も高く、さらなる成長が見込める譲渡先であると判断したためです。

##### (4) 事業分離日

2024年9月30日

##### (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする吸収分割による事業承継

## 2. 実施した会計処理の概要

### (1) 移転損益の金額

事業譲渡益 1,342,978千円

### (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

|      |           |    |
|------|-----------|----|
| 流動資産 | 1,111,109 | 千円 |
| 固定資産 | 85,130    |    |
| 資産合計 | 1,196,240 |    |
| 流動負債 | 189,218   |    |
| 負債合計 | 189,218   |    |

### (3) 会計処理

移転した事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

## 3. 分離した事業が含まれている報告セグメントの名称

予防医療プラットフォーム事業

## 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 1,880,961 千円

営業利益 208,846

## 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しています。一部の制度については退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

|              |           |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高  | 79,224 千円 |
| 勤務費用         | 11,586    |
| 利息費用         | △15       |
| 数理計算上の差異の発生額 | △2,635    |
| 退職給付の支払額     | △9,066    |
| <hr/>        |           |
| 退職給付債務の期末残高  | 79,092    |

### 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

|              |           |
|--------------|-----------|
| 年金資産の期首残高    | 60,603 千円 |
| 期待運用収益       | 909       |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,694     |
| 事業主からの拠出額    | 13,160    |
| 退職給付の支払額     | △9,066    |
| <hr/>        |           |
| 年金資産の期末残高    | 67,300    |

### 4. 簡便法を利用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

|                |           |
|----------------|-----------|
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 40,864 千円 |
| 退職給付費用         | 15,220    |
| 退職給付の支払額       | △3,344    |
| <hr/>          |           |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 52,739    |

5. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務          | 79,092 千円 |
| 年金資産                  | △67,300   |
|                       | 11,792    |
| 非積立型制度の退職給付債務         | 52,739    |
| 連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額 | 64,531    |
| 退職給付に係る負債             | 64,531    |
| 連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額 | 64,531    |

(注) 簡便法を適用した制度が含まれております。

6. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用            | 11,586 千円 |
| 利息費用            | △15       |
| 期待運用収益          | △909      |
| 数理計算上の差異の損益処理額  | △1,295    |
| 簡便法で計算した退職給付費用  | 15,220    |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 24,586    |

7. 退職給付に係る調整額

|          |           |
|----------|-----------|
| 数理計算上の差異 | △4,330 千円 |
| 合計       | △4,330    |

8. 退職給付に係る調整累計額

|             |           |
|-------------|-----------|
| 未認識数理計算上の差異 | △4,773 千円 |
| 合計          | △4,773    |

## 9. 年金資産に係る事項

### ①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|        |      |
|--------|------|
| 生保一般勘定 | 100% |
|--------|------|

(注) 生保一般勘定は、保険会社が運用する資産で、運用リスクを保険会社が負い、保険契約者に対して一定の予定利率を保証するものです。

### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から、現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## 10. 数理計算上の計算基礎に関する事項

|           |        |
|-----------|--------|
| 割引率       | △0.02% |
| 長期期待運用収益率 | 1.50%  |
| 予想昇給率     | 1.66%  |

## 重要な後発事象に関する注記

### 報告セグメントの変更

当社は、2024年11月13日の取締役会において、2025年9月期より、当社グループの報告セグメントを、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を活用した製薬企業・医療機器メーカー向けデジタルマーケティング支援サービスを提供する「医師プラットフォーム事業」、製薬企業向けのコントラクトMR/MSLサービスや製薬企業・医療機器メーカー向けのコンテンツ制作サービスを提供する「マーケティング支援事業」、医療機関や医療現場の業務効率化を支援する「医療機関支援プラットフォーム事業」の3つのセグメントに変更することといたしました。

なお、変更後の報告セグメントの区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額に関する情報は現在算定中であります。

# 貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部      |            | 負債の部          |            |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 科目        | 金額         | 科目            | 金額         |
| 流動資産      | 3,988,196  | 流動負債          | 1,195,756  |
| 現金及び預金    | 2,918,261  | 未払金           | 216,902    |
| 売掛金       | 719,028    | 短期借入金         | 10,000     |
| 前払費用      | 161,057    | 1年内返済予定の長期借入金 | 524,976    |
| その他の      | 191,518    | 未払費用          | 67,045     |
| 貸倒引当金     | △1,669     | 未払消費税等        | 30,678     |
| 固定資産      | 7,017,162  | 未払法人税等        | 19,704     |
| 有形固定資産    | 304,261    | 契約負債          | 30,576     |
| 建物        | 258,783    | 預り金           | 26,339     |
| 工具、器具及び備品 | 45,478     | 賞与引当金         | 119,118    |
| 無形固定資産    | 53,725     | 役員賞与引当金       | 2,472      |
| ソフトウェア    | 53,725     | ポイント引当金       | 147,888    |
| 投資その他の資産  | 6,659,174  | その他の          | 55         |
| 関係会社株式    | 6,145,399  | 固定負債          | 2,747,802  |
| 関係会社長期貸付金 | 100,000    | 長期借入金         | 2,625,072  |
| 敷金        | 241,548    | 資産除去債務        | 122,730    |
| 繰延税金資産    | 157,413    | 負債合計          | 3,943,559  |
| その他の      | 14,813     | 純資産の部         |            |
| 資産合計      | 11,005,358 | 株主資本          | 7,053,021  |
|           |            | 資本本金          | 2,256,559  |
|           |            | 資本剰余金         | 2,317,349  |
|           |            | 資本準備金         | 2,317,349  |
|           |            | 利益剰余金         | 2,779,896  |
|           |            | その他利益剰余金      | 2,779,896  |
|           |            | 繰越利益剰余金       | 2,779,896  |
|           |            | 自己株式          | △300,783   |
|           |            | 新株予約権         | 8,778      |
|           |            | 純資産合計         | 7,061,799  |
|           |            | 負債・純資産合計      | 11,005,358 |

## 損 益 計 算 書

(2023年10月1日から)  
(2024年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                         | 金 額       |
|-----------------------------|-----------|
| 売 上 高                       | 4,260,889 |
| 売 上 原 価                     | 1,186,650 |
| 売 上 総 利 益                   | 3,074,239 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 2,762,809 |
| 營 業 利 益                     | 311,430   |
| 營 業 外 収 益                   |           |
| 受 取 利 息                     | 1,521     |
| 業 務 受 託 料                   | 28,343    |
| そ の 他                       | 7,228     |
| 營 業 外 費 用                   | 37,093    |
| 支 払 利 息                     | 13,545    |
| 構 造 改 革 費 用                 | 35,027    |
| そ の 他                       | 9,019     |
| 經 常 利 益                     | 57,592    |
| 特 別 利 益                     | 290,931   |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益           | 17,000    |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 益             | 3,962     |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 9,291     |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 額           | 15,609    |
| 特 別 損 失                     | 45,863    |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 373,415   |
| 関 係 会 社 債 権 放 置 損           | 36,234    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             | 409,650   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 72,854    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 2,290     |
| 当 期 純 損 失                   | △40,197   |
|                             | △37,907   |
|                             | 34,947    |

## 株主資本等変動計算書

( 2023年10月1日から  
2024年9月30日まで )

(単位:千円)

| 資本金                 | 株主資本      |           |           |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                     | 資本剰余金     |           | 利益剰余金     |           |           |
|                     | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他の利益剰余金 | 繰越利益剰余金   | 利益剰余金合計   |
| 当期首残高               | 2,244,624 | 2,305,414 | 2,305,414 | 2,912,440 | 2,912,440 |
| 当期変動額               |           |           |           |           |           |
| 新株の発行               | 11,934    | 11,934    | 11,934    |           |           |
| 剰余金の配当              |           |           |           | △97,596   | △97,596   |
| 自己株式の取得             |           |           |           |           |           |
| 当期純損失               |           |           |           | △34,947   | △34,947   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |           |           |
| 当期変動額合計             | 11,934    | 11,934    | 11,934    | △132,544  | △132,544  |
| 当期末残高               | 2,256,559 | 2,317,349 | 2,317,349 | 2,779,896 | 2,779,896 |

|                     | 株主資本     |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|----------|-----------|-------|-----------|
|                     | 自己株式     | 株主資本合計    |       |           |
| 当期首残高               | △300,745 | 7,161,734 | 8,778 | 7,170,512 |
| 当期変動額               |          |           |       |           |
| 新株の発行               |          | 23,869    |       | 23,869    |
| 剰余金の配当              |          | △97,596   |       | △97,596   |
| 自己株式の取得             | △38      | △38       |       | △38       |
| 当期純損失               |          | △34,947   |       | △34,947   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |           | —     | —         |
| 当期変動額合計             | △38      | △108,712  | —     | △108,712  |
| 当期末残高               | △300,783 | 7,053,021 | 8,778 | 7,061,799 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～31年

工具、器具及び備品 3～10年

##### (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) ポイント引当金……………ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

##### (3) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する業績連動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

##### ①広告配信

広告配信では、当社が運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益の認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

##### ②制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

### ③運営サービス

当社が運営する薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

## 5. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

|           | 当事業年度       |
|-----------|-------------|
| 関係会社株式    | 6,145,399千円 |
| 関係会社株式評価損 | 373,415千円   |

### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち株式会社クラウドクリニックの株式について、取得時の事業計画からの乖離が生じ、当初想定していた超過収益力が見込めなくなつたことから、当事業年度において関係会社株式全額について減損処理を実施し、関係会社株式評価損373,415千円を特別損失として計上しております。

関係会社株式のうちMIフォース株式会社の株式については、のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値を反映した価額で取得しております。のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値等が見込めなくなり、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となります。

当事業年度においては、MIフォース株式会社の株式の評価にあたり、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

|                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額             | 138,410千円 (区分表示したものを除く) |
| 関係会社に対する債権債務 (区分表示したものを除く) |                         |
| 短期金銭債権                     | 98,471千円                |
| 短期金銭債務                     | 12,188千円                |

### 損益計算書に関する注記

|              |           |
|--------------|-----------|
| 関係会社との取引高    |           |
| 営業取引による取引高   | 868,617千円 |
| 営業取引以外による取引高 | 57,133千円  |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |          |
| 普通株式                   | 266,383株 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 2,862千円    |
| ポイント引当金   | 45,283千円   |
| 賞与引当金     | 36,474千円   |
| 減価償却超過額   | 7,705千円    |
| 関係会社株式評価損 | 103,669千円  |
| 投資有価証券評価損 | 36,023千円   |
| 貸倒引当金     | 511千円      |
| 資産除去債務    | 37,579千円   |
| 税務上の繰越欠損金 | 42,817千円   |
| その他       | 20,045千円   |
| 繰延税金資産小計  | 332,971千円  |
| 評価性引当額    | △140,203千円 |
| 繰延税金資産合計  | 192,767千円  |

### 繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △35,354千円 |
| 繰延税金負債合計        | △35,354千円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額   | 157,413千円 |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容     | 取引金額(千円) | 科目        | 期末残高(千円) |
|-----|----------|-------------------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|
| 子会社 | 株式会社コルボ  | 所有直接<br>100.0     | 役員の兼任     | 貸付金の回収    | 120,000  | 関係会社長期貸付金 | —        |
|     |          |                   |           | 受取利息(注) 1 | 399      | 未収入金      | —        |
| 子会社 | 株式会社やくばと | 所有直接<br>100.0     | 役員の兼任     | 債権放棄(注) 2 | 36,234   | —         | —        |

#### (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

#### 2. 当社は株式会社やくばとを2024年9月に吸収合併しており、取引金額は合併に伴う売掛金、未収入金及び貸付金の債権放棄であります。

## **収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## **1株当たり情報に関する注記**

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 324円72銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 1円61銭   |

## **重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

メドピア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滝 沢 勝 己  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政 広  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メドピア株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

メドピア株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滝 沢 勝 己  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政 広  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メドピア株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月14日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末吉俊一印

社外監査役 葉山孝印

社外監査役 佐藤弘康印

以上